	(c)　書類に係る要件の最小化	五年
	(d)　可能な限り速やかな急送貨物の引取りの許可（可能な場合には六時間以内）	五年
	(e)　急送貨物の重量又は課税価額に関する(a)から(d)までに規定する待遇	五年
	(f)　関税及び租税を徴収されない僅少の貨物の価額又は僅少の課税価額について定めること。	五年
	2　物品を検査し、留置し、差し押さえ、没収し、若しくはその輸入を拒否し、又は通関後の監査を実施する権利並びに追加の情報を提出すること及び非自動許可の要件を満たすことを要求する権利	五年
マレーシア 第四・十五条	急送貨物	二千二十二年二月二十八日
ミャンマー 第四・四条	一貫性	五年
第四・五条	透明性	五年
第四・六条	照会所	二年
第四・七条	税関手続	五年
第四・九条	到着の前の処理	五年
第四・十条	事前教示 1　事前の教示を行うこと及び事前の教示の種類（(b)の規定との関係）	五年（原産地規則）
	2　申請者の法的代理人又は登録（1(b)の規定との関係）	五年（原産地規則）
	3　事前の教示を行う手続（1(b)の規定との関係）	五年（原産地規則）
	4　事前の教示を行う期限（1(b)の規定との関係）	五年（原産地規則）
	5　事前の教示を行うことを拒否することについての申請者に対する通知（1(b)の規定との関係）	五年（原産地規則）
	6　特定された期限内に追加の情報が提供されなかった場合における事前の教示の要請の拒否（1(b)の規定との関係）	五年（原産地規則）
	7　事前の教示の有効性（1(b)及び(c)の規定との関係）	五年（原産地規則及び関税評価）
	8　事前の教示の取消し、修正又は無効化の理由に関する申請者に対する通知（1(a)、(b)及び(c)の規定との関係）	五年（関税分類、原産地規則及び関税評価）
	9　事前の教示の遡及的な取消し、修正又は無効化（1(a)、(b)及び(c)の規定との関係）	五年（関税分類、原産地規則及び関税評価）
	10　事前の教示が有する拘束力（1(b)の規定との関係）	五年（原産地規則）
	11　事前の教示に関する手続の公表（1(b)の規定との関係）	五年（原産地規則）
	12　事前の教示に関する情報の公表（1(b)の規定との関係）	五年（原産地規則）
第四・十一条	物品の引取りの許可 2　物品の引取りの許可のための期間（可能な限り、物品が到着し、かつ、必要な情報が提出された時から四十八時間以内）	五年
	3　更なる検査のための物品の選定	五年
	4　関税、租税、手数料及び課徴金についての最終的な決定が行われる前の物品の引取りの許可	五年
	6　腐敗しやすい物品の引取りの許可（可能な限り六時間未満）	五年
第四・十二条	情報技術の利用	五年
第四・十三条	認定事業者のための貿易円滑化措置	五年
第四・十四条	危険度に応じた管理手法 2　危険度に応じた管理手法の設計及び適用	五年
	3　危険度の高い貨物に税関管理を集中させ、及び危険度の低い貨物の引取りの許可を迅速に行うこと。危険度に応じた管理手法の一部として貨物を無作為に選定すること。	五年
第四・十五条	急送貨物 1　次の事項を含む急送貨物に関する手続の範囲	
	(a)　到着の前の処理	五年
	(b)　情報の一括した提出	五年
	(c)　書類に係る要件の最小化	五年
	(d)　可能な限り速やかな急送貨物の引取りの許可（可能な場合には六時間以内）	五年
	(e)　急送貨物の重量又は課税価額に関する(a)から(d)までに規定する待遇	五年
	(f)　関税及び租税を徴収されない僅少の貨物の価額又は僅少の課税価額について定めること。	五年
第四・十六条	通関後の監査 2　通関後の監査の対象となる者又は貨物の選定	五年
	3　通関後の監査において得られた情報の行政上又は司法上の手続における使用	五年
	4　危険度に応じた管理手法を適用するに当たっての通関後の監査の結果の利用	五年
第四・十七条	引取りの許可の所要時間調査	五年
第四・十九条	税関協力	五年
第四・二十条	協議及び連絡部局	五年
ベトナム 第四・九条	到着の前の処理	二千二十三年十二月三十一日
第四・十条	事前教示	二千二十一年十二月三十一日
第四・十一条	物品の引取りの許可	二千二十一年十二月三十一日
第四・十三条	認定事業者のための貿易円滑化措置	二千二十三年十二月三十一日
第四・十四条	危険度に応じた管理手法	二千二十三年十二月三十一日
第四・十五条	急送貨物 1　急送貨物に関する手続の範囲	
	(d)　可能な限り速やかな急送貨物の引取りの許可（可能な場合には六時間以内）	二千二十三年十二月三十一日
第四・十六条	通関後の監査	二千二十一年十二月三十一日

第五章　衛生植物検疫措置

第五・一条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Ａに定める定義を適用する。

(b)　食品規格委員会、国際獣疫事務局及び国際植物防疫条約によって作成された関連する定義を考慮する。

(c)　「権限のある当局」とは、各締約国内の当局であって、当該各締約国における衛生植物検疫措置の作成及び運用について責任を有すると当該各締約国の政府が認めるものをいう。

(d)　「緊急措置」とは、輸入締約国が関係する輸出締約国に対してとる衛生植物検疫措置であって、当該衛生植物検疫措置をとる締約国において生じ、又は生ずるおそれがある人、動物又は植物の生命又は健康の保護に係る緊急の問題に対処するためのものをいう。